

当事業所はご契約者に対して訪問看護サービスを提供させていただくに際し、厚生省令第37号第8条に基づいて、契約を締結する前に、知っておいていただきたい当事業所の内容を説明させていただきます。

1. 訪問看護を提供する事業者について

事業者名称	株式会社 M&C
事務所の所在地	札幌市中央区宮の森4条11丁目10-17
代表者	井上 政和

2. ご契約者へ訪問看護サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地など

事務所名称	もみじ訪問看護ステーション
事業所の所在地	札幌市西区山の手4条11丁目1-15 コートロティ山の手303号
開設年月日	平成30年1月1日
介護保険事業所番号	0160490611
管理者	井上 及子
サービス提供実地区域	札幌市全域
電話番号	011-213-8572
FAX番号	011-213-8573

(2) 事業の目的、運営方針

事業の目的	要介護状態と認定されたご契約者にたいして、看護のサービスを提供し、居宅においてご契約者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。
運営方針	24時間体制で、ご契約者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、ご契約者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

(3) ご利用事業所の職員体制（令和6年6月1日現在）

職種	従事する業務内容	人員		
		常勤	非常勤	計
管理者	職員管理業務等	1名	—	1名
看護師	サービス利用の受付	2名	2名	4名
理学療法士	訪問看護計画作成	0名	0名	0名
作業療法士	訪問看護サービスの提供	0名	0名	0名
言語聴覚士		0名	0名	0名

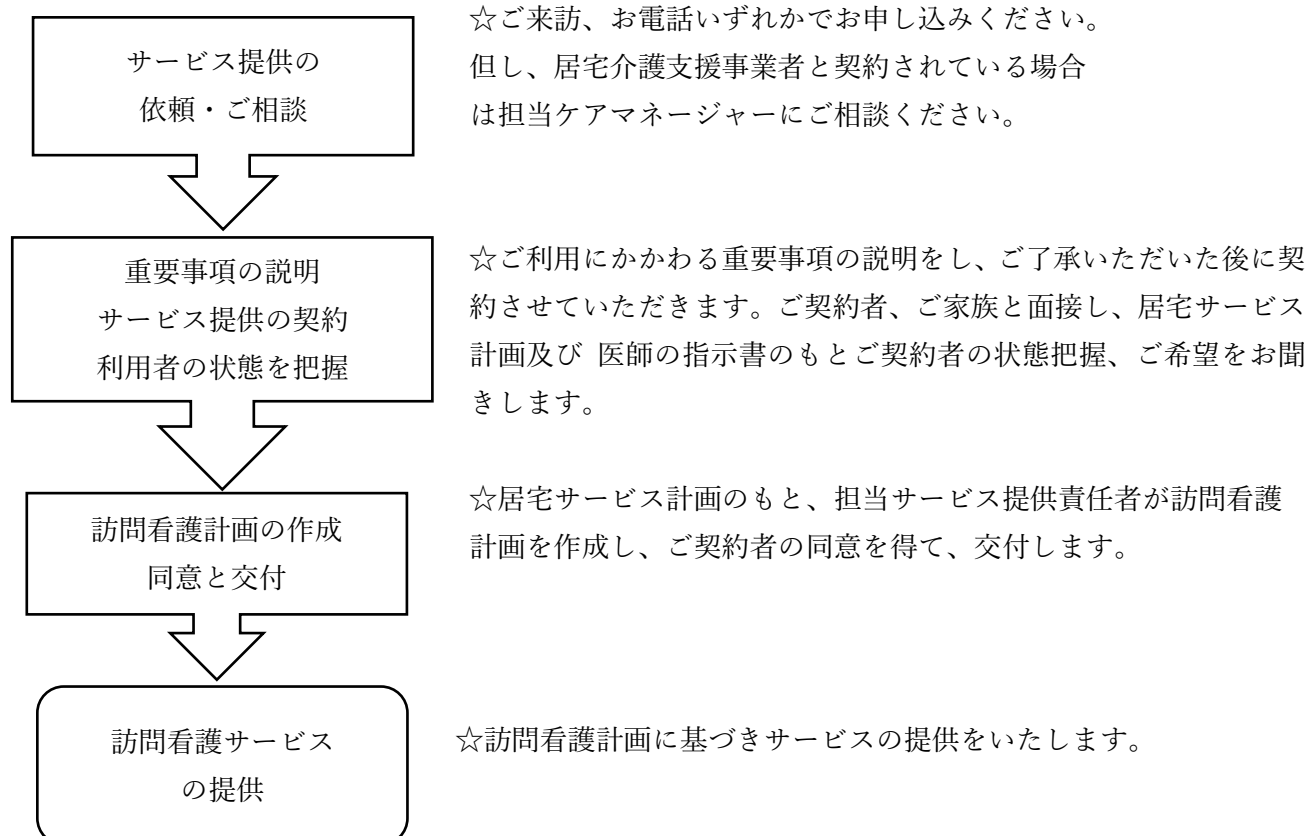
(4) サービス提供日時

サービス提供日時	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時30分 土曜日 午前8時30分～午後12時30分
休業日	日・祝祭日・8月13日～16日・12月29日～1月3日

※ 緊急時訪問看護加算契約利用者に対して 24 時間体制にて電話での
ご相談及び緊急時訪問をします。

3. サービスの利用方法

(1) サービスの開始までの流れ（契約書第3条）



(2) サービスの終了（契約書第19条）

ご契約者は、事業所に対して、文書で通知することにより 14 日以上 の 予告期間 を持 って 届出 することにより、予告期間満了日をもって契約は解除されます。但し、ご契約者の病変、急な入院などやむを得ない事由がある場合は、契約終了希望日の1週間以内の通知でもこの契約を解除することが出来ます。